

議案第 104 号

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市道路占用料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 96 号）
の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用料の額

占用物件		単位	占用料
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	350 円
	第 2 種電柱		540 円
	第 3 種電柱		730 円
	第 1 種電話柱		320 円
	第 2 種電話柱	500 円	
	第 3 種電話柱	690 円	
	その他の柱類	32 円	
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ 1 メートルに つき 1 年	3 円
	地下に設ける電線その他の線類		2 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	310 円
地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	190 円	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が70ミリメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円
	外径が70ミリメートル以上100ミリメートル未満のもの		19円
	外径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの		28円
	外径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの		38円
	外径が200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの		57円
	外径が300ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの		76円
	外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの		130円
	外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの		190円
	外径が1,000ミリメートル以上のもの		380円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		

法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの		Aに0.005 を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			630円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	96円
道路法施行 令（昭和 27年政令 第479 号。以下こ の表におい て「令」と いう。）第 7条第1号 に掲げる物 件	看板（アー チであるも を除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	500円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕（令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	10円
その他のもの		その面積1平方メ ートルにつき1月	96円	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		630円
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		96円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				63円

別表備考6中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可をしたものから適用し、同日前に占用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 占用料の額				別表（第2条関係） 占用料の額			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱		540円	第2種電柱	1,600円		
	第3種電柱		730円	第3種電柱	2,200円		
	第1種電話柱		320円	第1種電話柱	930円		
	第2種電話柱		500円	第2種電話柱	1,500円		
	第3種電話柱		690円	第3種電話柱	2,100円		
	その他の柱類		32円	その他の柱類	72円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	
	地下に設ける電線その他の線類		2円	地下電線その他地下に設ける線類		5円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円	郵便差出箱		600円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が70ミリメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円
	外径が70ミリメートル以上100ミリメートル未満のもの		19円
	外径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの		28円
	外径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの		38円
	外径が200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの		57円
	外径が300ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの		76円
	外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの		130円
	外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの		190円
	外径が1,000ミリメートル以上のもの		380円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		630円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	480円	
	地下に設ける通路	290円	
その他のもの	630円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	96円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円
	外径が1メートル以上のもの		950円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路	2,900円	
	地下に設ける通路	1,500円	
その他のもの	1,400円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	44円
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	440円	

道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	500円
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事事務施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	630円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事事務施設及び同条第5号に掲げる工事事務材料		占用面積1平方メートルにつき1月	96円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			63円	

道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円
		その他のもの	1本につき1月	440円
	幕(令第7条第2号に掲げる工事事務施設であるものを除く。)	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円
		その他のもの		2,200円
	令第7条第2号に掲げる工事事務施設及び同条第3号に掲げる工事事務材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円	

備考

1～5 (略)

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 (略)

備考

1～5 (略)

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

7 (略)